個別労働関係紛争解決のしおり

『 あなたの職場のトラブル、
社労士会労働紛争解決センター福島に
あっせん申し立てしてみませんか』

法務大臣認証
厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター福島

福島県福島市御山字三本松１９－３
福島県社会保険労務士会内
TEL　０２４－５３５－４４３０

CONTENTS

1　はじめに ………………………………… 2

2　あっせんもうし立てをするにはどうしたらいいか

Q１　会社から一方的に解雇を告げられ、困っています。
直接、解決センターに申し出ればいいのですか？ ………… 2

Q２　職場のトラブルであれば、どんな内容でも申し立てできますか？ ………… 3

Q３　申し立てに代理人を立てることはできますか？ ………… 3

Q４　あっせん申立書にはどんなことを書けばいいのですか？ ………… 3

3　「あっせん手続」の流れ、費用、実施日などについて

Q５　申し立てをしてからの手順を説明してください。 ………… 5

Q６　申し立てするときの費用はいくらですか？ ………… 5

Q７　あっせんは、どこで行われますか。また、いつでも行っていますか？ ………… 6

Q８　和解の仲介は、どのように行われますか？ ………… 6

Q９　あっせん期日に出席しましたが、相手方が、なかなか和解案に
応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？ ………… 6

Q10　解決センターに申し立てをすると何か法律的な利益がありますか？ ………… 6

4　さらに詳しく理解するために

Q11　あっせん委員には、どういう人がなるのですか？ ………… 7

Q12　あっせん委員は、忌避（他のあっせん委員に交替）できますか？ ………… 7

Q13　「解決センター」と都道府県労働局の「紛争調整委員会」との違いは
なんですか？ ………… 7

Q14　申し立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）
がいる場合、あっせん期日に呼んで発言してもらってもいいですか？ ………… 8

Q15　相手方が、申し立てに応じない場合はどうなりますか？
また、申し立てをしたことが相手方（事業主）に分かり、相手方から
不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいですか。 ………… 8

Q16　提出した個人情報資料等は、あっせん手続終了後は返してもらえますか？ ‥ 8

Q17　申し立てに関する一切の秘密は守られますか？ ………… 9

Q18　和解の成立以外で事件が終了する場合もありますか？ ………… 9

Q19　あっせん手続に関して、あっせん委員及び解決センター職員並びに
代理人等に苦情がある場合は、受けてもらえますか？ ………… 9

Q20　成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行（実行）しない
ときはどうすればいいのですか？ ………… 9

１　はじめに

社労士会労働紛争解決センター福島（以下『解決センター』という。）は、**「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ＡＤＲ法）」**に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、**労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決**（和解の仲介）する機関です。

※**「あっせん」**とは、お互いの言い分を聴きながら、現実的な解決を図るため、双方がゆずり合い、歩み寄ることで紛争を解決に導く手続です。

２　あっせん申し立てをするにはどうしたらいいか

Ｑ１　会社から一方的に解雇を告げられ、困っています。直接、解決センターに申し出ればいいのですか？

Ａ　解決センターは、「あっせん」という手続きにより、個別労働関係紛争を解決に導くところです。

あなたが困っていることがどんな状況にあるか、また、それを解決するためには、どういう方法をとったらいいかなどについて、**下記社会保険労務士会の「福島県社労士会総合相談所」にもご相談ください。**

福島県社労士会総合相談所

所在地	電話番号	相談日・時間
福島市御山字三本松 １９－３	０２４ （５２６）２２７０	毎週水曜日 13時00分～17時00分

Ｑ２　職場のトラブルであれば、どんな内容でも申し立てできますか？

Ａ　解決センターで対象とするのは、**個別労働関係紛争**だけです。つまり、労働契約（解雇や出向・配転に関することなど）やその他の労働関係（職場内でのいじめ、嫌がらせなど）に関する事項についての、**個々の労働者と事業主との間の紛争が「あっせん」の対象**となります。したがって、労働組合と事業主との紛争（集団的労使紛争）、労働基準法等の労働関係法上の法規違反や労働者と事業主との間における私的な金銭貸借問題等は対象にはなりません。

また、解決センターでは、募集、採用に関係した紛争及び退職後に新たに発生した紛争も対象外になります。

集団的労使紛争は、都道府県労働委員会に相談することが一般的ですし、労働関係法規違反は労働基準監督署に相談・申告することが問題解決への近道でしょう。

Ｑ３　申し立てに代理人を立てることはできますか？

Ａ　申し立ては、本人が直接行うことができますが、専門家の力を借りるために**特定社会保険労務士**や弁護士に代理人を頼むこともできます。特定社会保険労務士は社会保険労務士のうち、所定の研修を受けて、「紛争解決手続代理業務試験」に合格した者です。また、紛争の目的価額が120万円を超える場合には、特定社会保険労務士は弁護士と共同して代理人となることが必要です。

Ｑ４　あっせん申立書にはどんなことを書けばいいのですか？

Ａ　解決センターが用意した用紙に、

① 申し立ての年月日、
② 申立人の住所、氏名、
③ 相手方の住所、氏名、
④ 紛争の概要（いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたか、又はされたか。）、
⑤ 解決を求める事項（申立人は、どういうふうにしてほしいのか。）

などを、記入していただきます。

また、紛争についての関係資料等がありましたら申し立て時に提出してください。

社労士会労働紛争解決センター福島におけるあっせん手続の概要

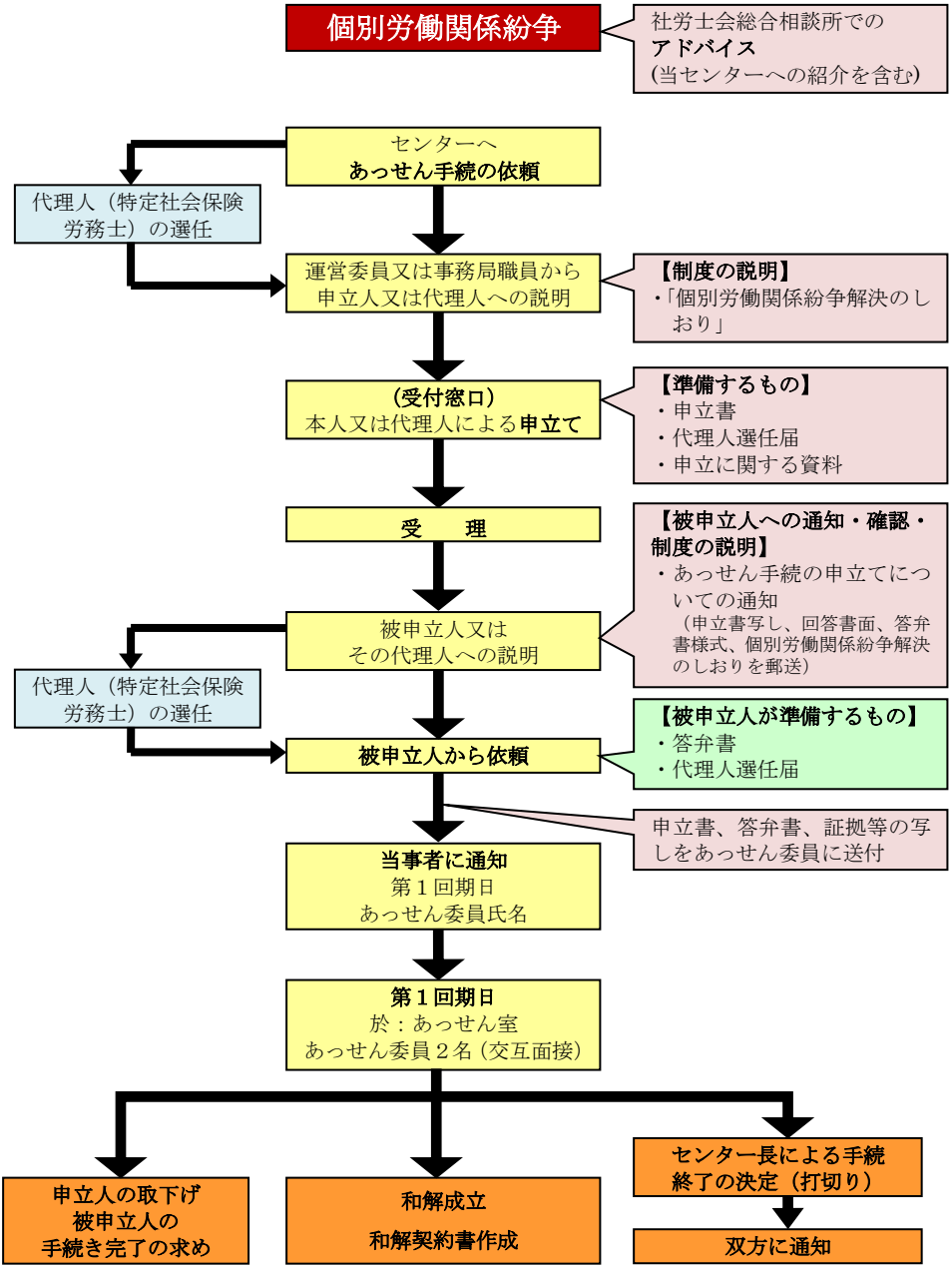

３　「あっせん手続」の流れ、費用、実施日などについて

Ｑ５　申し立てをしてからの手順を説明してください。

Ａ ① 申立書の内容を審査して、解決センターで対象とする事案であれば受理されます。

② 申し立ての内容を相手方へ通知し、相手方があっせんに応ずる意思があるか否かを確認します。

③ 相手方からあっせんに応ずるとの意思表示があった場合、当事者の都合を確認して、あっせん委員が、期日（あっせんを行う日）を指定し、７日前までに通知します。

④ 期日前に、相手方から、答弁書（申し立ての内容について認めるか、あるいは否認するか、又は、申し立てについての反論とその理由を簡潔に記載した書面）及び紛争に関する資料を提出していただき、１回の期日で和解の成立を目指します。ただし、紛争の内容が、複雑困難な場合等、特段の理由があるときは、複数回の期日が開かれることもあります。

⑤ 和解契約書が成立した場合は、あっせん委員が作成する和解契約書の案に当事者双方及びあっせん委員が立会人として署名押印し、和解契約書を作成してあっせん手続は終了します。

⑥ ①ないし⑤の期間は、おおよそ１ヶ月を見込んでいます。

⑦ 相手方が、あっせんに応じない場合は、そこであっせん手続きは終了します。

Ｑ６　申し立てするときの費用はいくらですか？

Ａ　申し立て１件あたり10,000円（消費税除く）が必要です。ただし、**平成２４年７月１３日から令和７年３月３１日までの間は、東日本大震災及び福島第一原発事故への支援として費用は無料で行います。**

（例えば、事業主からのセクハラ被害の防止について申し立て、和解の内容として、セクハラの即時中止と今までの精神的苦痛に対する慰謝料の請求の２つについて申し立てても１件として扱います。）。

なお、申立書が正式に受理された後は、費用をお返しできません。ただし、相手方が、申し立てに応ずる意思がないときは、郵送料その他の

実費を控除した残額をお返しします。

Ｑ７　あっせんは、どこで行われますか。また、いつでも行っていますか？

Ａ　解決センターに設置されている専用の個室（非公開で秘密を守るため）で行われます。

　また、あっせんは、原則として、**毎週水曜日（但し第２水曜日は行いません）と毎月第２土曜日の午前１０時から午後８時まで**の希望する時間に行うこととしています。

Ｑ８　和解の仲介は、どのように行われますか？

Ａ　和解の仲介は、労働問題に精通した社会保険労務士等の**「あっせん委員」**が、当事者の自主的な紛争解決の努力（話し合い、譲り合い）を尊重しつつ、公平かつ適正に「あっせん」の手続きを行い、かつ、紛争の実情に即した迅速な解決を図っていきます。具体的には、**話し合いを基本に、あっせん委員が和解案を双方に示す**などにより、**最終的には「和解契約書」にまとめる**ことで解決に導きます。

Ｑ９　あっせん期日に出席しましたが、相手方が、なかなか和解案に応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？

Ａ　あっせん委員は、当事者又は代理人からその主張、理由、説明等を求め、要点を確認して、粘り強く互譲を勧めます。しかし、お互い譲らず、和解が成立する見込みがないと判断した場合は、そこであっせん手続は、和解不成立となり終了します。

Q10　解決センターに申し立てをすると何か法律的な利益がありますか？

Ａ　申立人が、同じ内容の紛争について**裁判所で訴訟中の場合**、当事者の共同申出により、裁判官の決定で**訴訟手続は一時中止**され、解決センターのあっせん手続が優先される場合があります。

　また、時効によって権利を失う事案の場合において、あっせん委員が、和解が成立する見込みがないことを理由に、あっせん手続を終了した場合に、１ヶ月以内に訴えを提起したときは、解決センターが申し立てを受理した時点（申立の請求内容が特定できる場合に限る。）で、**時効が中断**され、時効によって権利を失う不利益を心配することなくあっせん手続に専念することができます。

４　さらに詳しく理解するために

Q11　あっせん委員には、どういう人がなるのですか？

Ａ　国家資格を有する社会保険労務士の中から、労働問題に精通し、かつ、個別労働関係法制に関し造詣が深い特定社会保険労務士、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者から、**原則として２名**が、解決センター長により選任されます。また、申立事案の内容により、弁護士があっせん委員に加わる場合もあります。

Q12　あっせん委員は、忌避（他のあっせん委員に交替）できますか？

Ａ　当事者は、あっせん委員についてあっせんの公平な実施を妨げる事情があるときは、解決センターに忌避を申し出ることができます。そして、その申出が相当であるときは、当該あっせん委員を忌避できます。また、当事者の利害関係人、親族、後見人等は、あっせん委員にはなれません。

Q13　「解決センター」と都道府県労働局の「紛争調整委員会」との違いはなんですか？

Ａ　裁判とは違い、あっせんにより個別労働紛争を解決するという点では、両者は共通していますが、次のような違いがあります。

第一は、労働局の紛争調整委員会は、行政が実施しているのに対して、解決センターは、運営経費のほとんどが社会保険労務士の会費により成り立っていることです。すなわち、解決センターは、社会保険労務士の社会貢献活動の一環として行っている民間のＡＤＲ機関であるということです。このため、解決センターでは、経費の一部に当てさせていただくため、あっせん手続申し立て時に10,000円（税別）、被申立人から5,000円（税別）をいただくことにしています。

※　平成２４年７月１３日から令和７年３月３１日までの間は、東日本大震災及び福島第一原発事故への支援として申立等にかかる費用は無料

第二は、紛争の目的価額（例えば、退職金として〇〇円支払ってほしい）に上限はありませんが、特定社会保険労務士を代理人に立てて申し出を行おうとする場合で、120万円を超えるときには特定社会保険労務士は弁護士と共同して代理人とならなければなりません（このことは社会保険労務士法第２条１項第１号の６に規定されています。なお、別途弁護士費用が発生します。）。

第三は、解決センターは、利用者が便利なように、原則として毎水曜日（但し第２水曜日は行いません）と第２土曜日の朝10時から夜８時までの時間帯であっせんを行うようにしていることです。土曜日や夜間にできることで、仕事を休まなくても利用できます（８月13日～８月16日、12月29日～１月４日及び祝日を除く。）。

主な違いは以上のとおりですが、そのほかの「時効の中断」や「訴訟手続の中止」の効力（Q10参照）については両者に違いはありません。

Q14　申し立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）がいる場合、あっせん期日に呼んで発言してもらってもいいですか？

A　あっせん委員の許可及び相手方の同意があれば、上司や同僚があっせん期日に出席して意見を述べることができます。

Q15　相手方が、申し立てに応じない場合はどうなりますか？
また、申し立てをしたことが相手方（事業主）に分かり、相手方から不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいですか。

A　相手方へ申し立ての趣旨を通知して、相手方が、この申し立てに応ずる意思がない場合は、解決センターでのあっせんはできず、事件は終了します。

また、相手側からの不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合には、解決センターにご相談ください。

Q16　提出した個人情報資料等は、あっせん手続終了後は返してもらえますか？

A　提出された資料等が原本の場合は、その場でコピーを取り原本はお返しします。その他の資料等は、あっせんが終了するまで解決センターで厳重に管理し、あっせん手続終了時には、そのままお返しします。

Q17　申し立てに関する一切の秘密は守られますか？

A　あっせん委員及び申し立てに携わる解決センターの職員には、守秘義務が課されており、その秘密が外部に漏れることは一切ありません。

ただし、当事者の氏名等が特定されない形で研修の資料等に利用させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。なお、万一、秘密を漏らした者がいた場合は、厳正に処分されます。

Q18　和解の成立以外で事件が終了する場合もありますか？

A　和解の成立以外で事件が終了する場合は、①相手方が、申し立てに応ずる意思がないとき、②当事者の一方が正当な理由なくあっせん期日に欠席し、又は当事者の一方が和解する意志がないことを明確にするなど、あっせん委員が和解の成立の見込みがないと認めたとき、③申立人が、書面又は口頭で取り下げを求めたとき、④相手方が、書面又は口頭で手続き終了を求めたとき、⑤当事者の一方が死亡したときなど、にはあっせん手続は終了します。

Q19　あっせん手続に関して、あっせん委員及び解決センター職員並びに代理人等に苦情がある場合は、受けてもらえますか？

A　苦情の申し出があった場合には、解決センターの内規により苦情相談員を選任して、責任を持って処理にあたり、公正かつ忠実に対応します。

Q20　成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行（実行）しないときはどうすればいいのですか？

A　一般には、信義誠実の原則に則り、和解の内容が履行されることと思われますが、万一、履行されなかった場合は、民法上の和解の効力を有するものの、この和解契約には法律的強制力がありませんので相手方に対して強制することはできません。

そこで、法律的強制力を持たせるためには、和解契約の内容について債務名義にする方法があります。

債務名義にする方法として、①簡易裁判所に和解契約を内容とする即決和解の手続きをとる、②成立した和解契約の内容で公証人に執行認諾文言を付した公正証書の作成をしてもらうこと、などがあります。

社労士会労働紛争解決センター福島
「個別労働関係紛争解決のしおり」
令和４年８月　作製

かいけつサポート
認証紛争解決サービス